

大阪府分譲マンション耐震診断サポート事業者登録要領 第3条第1項第四号から第九号チェックリスト

下表各号の確認欄にチェックを入れてください。

確認欄	事業者名	
	登録要領 第3条第1項	
☐	第四号ア	「成年被後見人」に該当しない。
☐	第四号イ	「民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者」に該当しない。
☐	第四号ウ	「被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの」に該当しない。
☐	第四号エ	「民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの」に該当しない。
☐	第四号オ	「営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの」に該当しない。
☐	第四号カ	「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に該当しない。
☐	第四号キ	「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者」に該当しない。
☐	第四号ク	「地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者」に該当しない。
☐	第五号	「民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者」に該当しない。
☐	第六号	府税に係る徴収金を完納している。
☐	第七号	消費税及び地方消費税を完納している。
☐	第八号	営業に関し必要な登録を受けている。
☐	第九号	「大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者(第四号キに掲げる者を除く。)又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者(第四号キに掲げる者を除く。)」に該当しない。